

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値向上の実現のために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、長期的視野に立ち株主の利益を図るとともに、ステークホルダー(株主、取引先、社員、地域社会等)並びに社会に対する責任を果たすため、適正かつ効率的な内部統制システムを構築し、健全で有効なコーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〈補充原則4-11-3〉 取締役会の実効性評価

当社では、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組みの報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。業務分掌規程により、各担当取締役の職務は明確化しております。監査役は、取締役会において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員業務執行に反映されております。

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、現状は考えておりません。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〈補充原則1-2-2〉 株主総会招集通知に記載する情報の正確性と早期発送、早期公表

株主が総会議案の十分な検討ができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を確保しつつ、早期発送に努めております。また、TDnet及び当社ホームページにおいて招集通知発送日に公表しております。

〈原則1-4〉 政策保有株式

- ・取引先の株式は、良好な取引関係の維持強化・当事業の発展に資するものは、安全性も確認の上、保有してまいります。保有する意義が乏しくなった銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却いたします。
- ・取締役会で定期的に、政策保有株式について保有継続の妥当性やリスク・リターンの検証を行います。
- ・株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合を除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先の関係強化に活かす方向で議決権を行使します。

〈原則1-7〉 関連当事者間の取引

当社では、「取締役会規則」を定め、取締役と会社との取引(自己取引・間接取引)及び主要な株主と会社との取引については取締役会での承認を求めています。また、当社役員と実質的な支配関係になる法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、第三者との取引と行うのと同様に社内承認手続きを実施することとしております。

〈原則3-1〉 情報開示の充実

- (1)当社は「世界のネットワークを通じて環境にやさしく、安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する」を企業理念としてH/P(<http://www.central-auto.co.jp>)に開示するとともに、決算短信にも、基本方針、基本戦略とともに経営方針として開示しております。
- (2)当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、長期的視野に立ち株主の利益を図るとともに、ステークホルダー(株主、取引先、社員、地域社会等)並びに社会に対する責任を果たすため、適正かつ効率的な内部統制システムを構築し、健全で有効なコーポレート・ガバナンスの確立を目指しております。
- (3)当社は役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて役員報酬を決定しており、その方針は有価証券報告書で開示しております。
- (4)当社の経営陣幹部は、人格教養、業績目標達成の貢献度、高度熟練業務を完遂しうる能力等の観点から選任する旨、任用規程を定めております。また、役員候補の指名に際しては、前述の能力に加え、多岐にわたる経験や識見から市場の変化に対応する能力と当社の成長に相応しい人材を選んでおります。
- (5)当社の経営陣幹部、および役員候補の選任、指名につきましては、代表取締役が取締役会で詳細なその理由を説明し、当社に相応しい人材を選んでおります。

〈補充原則4-1-1〉 経営陣に対する委任の範囲

当社は、法令に準拠して取締役会で審議する内容を「取締役会規則」で定め、「権限責任規程」により経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

〈補充原則4-11-1〉 取締役会のバランス、多様性及び規模の考え方

取締役会では、代表取締役社長から、候補者の経歴、選任理由等について詳細に説明が行われた上で社外監査役も交えて慎重に審議しております。当社の取締役は、全員、現場に密着して業務を遂行しており、業績への貢献度を重視し、多岐にわたる経験や識見から適任者を選任しております。

〈補充原則4-11-2〉 他の上場会社の役員の兼任

社外役員並びに社内役員については、他の上場会社との兼任は無く、業務に専念できる体制になっています。当社は、社外取締役・社外監査役

をはじめ取締役・監査役の重要な兼職の状況を株主総会招集通知書等において毎年開示しております。

#### <補充原則4-14-2> 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役については、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外専門セミナーへの派遣、また社外講演会や異業種交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めています。また、監査役については(財)日本監査役協会に加入し、最新の情報・知識に接すると共に、必要に応じ、社外セミナーに参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めています。

#### <原則5-1> 株主との建設的な対話に関する方針

当社では、総務部をIR担当部署としておりますが、株主との対話につきましては、代表取締役(社長)が株主総会(招集通知を含む)で経営方針を説明することを基本としております。更に中長期の投資を標榜する大株主との対話は、第2四半期、期末決算終了後、定例的に意見交換を行っております。加えて当社グループの経営方針、基本戦略など、より深くご理解いただくため、第2四半期、本決算発表時に積極的にプレスとの会見の場を設け、経営情報の開示に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産東京販売ホールディングス(株)	1,060	5.85
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	1,020	5.63
日本精工(株)	914	5.05
(株)三菱UFJ銀行	888	4.91
東京海上日動火災保険(株)	755	4.17
上野万里子	685	3.78
TPR(株)	663	3.66
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	589	3.25
(株)みずほ銀行	531	2.93
(株)椿本チエイン	500	2.76

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

### 補足説明 更新

※所有株式数については、千株単位で記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
久保井 聡明	弁護士									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保井 聡明	○	当社は久保井聡明氏が所属する法律事務所代表者と顧問契約を結んでおりますが、報酬等の観点から独立性を妨げるものではありません。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、所属法律事務所代表者との顧問契約に係る報酬等の観点からも独立性を妨げるものではありません。以上のことにより、一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は3名で、うち2名が社外監査役、1名が常勤監査役となっております。なお、監査役と会計監査人の相互連携につきましては、定期的な監査報告会の開催や必要に応じて情報交換、意見交換等とおして十分な連携を図り、監査の充実に努めております。  
 当社は、内部監査部門として社長直轄の法務監査部を設置し、コンプライアンスを主眼とした内部監査体制を構築し、期中取引を含む業務全般について監査役とも連携して、適宜現場での実地監査を行い、会計及び業務執行の監視機能強化に努めております。  
 また、監査結果については取締役会及び監査役会への適切な報告を行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
池田 正實	他の会社の出身者														
中山 正隆	弁護士										△				

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 正實	○	独立役員に指定しております。	他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有していること、現在社外監査役として、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べる他、社内論理に捉われない客観的な判断で取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言をいただいております。以上のことにより、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、その経験と見識を引続き、当社の監査に反映していただけるものと判断し選任いたしました。

中山 正隆	_____	弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言をいただいております。以上のことにより、その専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かして反映していただけるものと判断し選任いたしました。
-------	-------	---

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>
--

当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

また、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)として、対象取締役に対して年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より3年間から8年間までの間で当社の取締役会が定める期間といたします。

なお、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度により当社が対象取締役に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年81,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)となります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明
--------------

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>
--

株主総会決議により、取締役の報酬額は年額2億80百万円以内、監査役の報酬額は年額60百万円以内としております。取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。

また、上記報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除きます。)に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)として、年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給いたします。

なお、平成30年3月期の取締役の年間報酬額は3億7百万円、監査役の年間報酬額は45百万円(内、社外監査役は23百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

当社は、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて役員報酬を決定しております。

なお、譲渡制限付株式報酬につきましては、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等及び諸般の事情を勘案し決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、社外取締役が課題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、総務部が事前に資料を送付し必要に応じて補足説明を行っております。

社外監査役に対しては、常勤監査役が適宜、情報の提供や意見交換等とおしてサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会制度採用会社であり、会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。このほかに法律の規定には基づかない社内制度として経営推進委員会を設置し、経営方針、経営戦略の徹底を図っております。また、執行責任の明確化と経営における業務執行のスピードアップを図るために、執行役員制度を導入しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行っております。

取締役は、定時取締役会のほかに必要に応じて臨時取締役会を開催し、有効な経営監督機能を実行しております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、年間を通じて適宜監査を受けております。なお、平成30年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：小幡琢哉

指定有限責任社員 業務執行社員：紀平聡志

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 8名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役および社外監査役を選任しております。

社外取締役は弁護士としての豊富な経験と識見を有し、当社の論理に捉われず、企業法務を踏まえた客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。

また、社外監査役は必要に応じて、各取締役に対し取締役会において適切な議決権行使を促すと共に、代表取締役に対し忌憚のない質問や意見申が実行されています。

なお、当社はステークホルダー保護の観点から、企業価値向上と経営の監督機能強化を考慮しており、弁護士としての経験・識見が豊富な社外取締役と会社経営全般への知見および独立性を有する社外監査役が監査・監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性が確保されると考えております。

取締役会は当社の業容と企業規模並びにその企業統治については、有効かつ効果的に機能しており、適正なるガバナンス体制を維持できていると考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ、多くの株主さまにご出席頂き忌憚のない意見をいただけるように集中日を回避しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算情報等を掲載しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社グループは、透明な経営に徹し企業情報を公正且つ適時適切に伝えることを目指しております。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 内部統制システムの体制

＜取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況＞

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法規則第100条第1項および第3項に定める体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針について、平成27年4月30日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議(四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会)へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質マネジメント委員会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
- ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
- ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。
- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実施しております。
- ・社長直轄である法務監査部を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程の適宜見直しを進めております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R&Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
- ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、(1)関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、(2)損失の危険の管理に関する規程その他の体制、(3)職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。

(3) 監査役の職務の執行に関する体制

・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。

・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。

(4) 当社グループの取締役・監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めるとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
- ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
- ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

(5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
- ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
- ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。



(6)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
- ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項